

	一般的な意味	池田市における意味（条例上の定義）
公益活動	<ul style="list-style-type: none"> 参考：「公益目的事業」（公益法人制度） 公益社団及び公益財団法人の認定等に関する法律に定められた、学術、芸術、慈善その他の公益に関する23種類の事業であって、不特定多数の者の利益の増進に寄与するもの。 個別の自治体が「公益活動」や「市民公益活動」を定義して政策上の用語として用いる例は多くみられるが、統一的な共通の定義が共有されているわけではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 「公益活動」とは、「市民が行い、又は市民のために行われる自発的かつ自立的な活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの。」（第2条第1項） 近隣市と比較すると、池田市では、①主体と客体に「市民」を明示し、②「除外される活動」を広く設けていることが特徴的。
公益活動団体	<ul style="list-style-type: none"> 「公益活動を行う団体」は政府、企業、NPO、地域の団体など幅広く存在し把握される。「公益活動団体」という用語が、国の制度として定められているわけではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 「公益活動団体」とは、「公益活動を継続的に行う法人その他の団体」（第2条第2項）
	登録団体	なし
中間支援組織	<ul style="list-style-type: none"> 定義の例：「多元的社会における共生と協働という目標に向かって、地域社会とNPOの変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者とNPOの仲立ちをしたり、また、広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織」（平成13年度内閣府実施調査）。 	<ul style="list-style-type: none"> 「中間支援組織」と明示しているわけではないが、「公益活動促進協議会」を置き、その組織、業務、運営について規定。（第17～20条）
中間支援機能	<ul style="list-style-type: none"> 論者により様々な分類はあるが、一般的に、中間支援機能として、 ①資源（人、モノ、カネ、情報）の仲介、 ②NPOのネットワーク（協働）促進、 ③価値創出（政策提言、調査研究） などが挙げられている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「中間支援業務」と明示しているわけではないが、「協議会の処理する事項」として、公益活動に係る中間支援業務等を規定。（第19条）

